

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年１２月２３日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第３０号

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市水道事業等の設置等に関する条例（平成１７年亀山市条例第１３６号）の一部を次のように改正する。

別表中「４９，７００人」を「４９，５００人」に、「３０，９００立方メートル」を「３１，５００立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。